

令和2年三重県議会定例会

予算決算常任委員会

医療保健子ども福祉病院分科会

説明資料

	頁
【 議案補充説明 】	
1 議案第88号「令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）」	1
2 議案第18号「令和2年度三重県病院事業会計予算」	4
【 所管事項説明 】	
1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について	14

令和2年3月11日

病院事業庁

【議案補充説明】

1 議案第88号「令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）」

(1) 収益的収支

「① 病院事業収益」におきましては、3,400万1千円の減額補正を行うものです。

このうち、「ア 医業収益」につきましては、こころの医療センターの患者見込数の減少に伴う入院収益及び外来収益の減などにより、7,156万5千円を減額するものです。

また、「イ 医業外収益」につきましては、3,756万4千円を増額するものです。主なものは、負担金の3,833万4千円の増で、これは、指定管理者制度を導入している志摩病院の指定管理者に交付する政策的医療交付金（指定管理料）等を、実績見込みを踏まえて精査したことなどにより、一般会計からの繰入金を増額するものです。

「② 病院事業費用」におきましては、2,684万4千円の減額補正を行うものです。

このうち、「エ 医業費用」につきましては、材料費や、経費における志摩病院の指定管理者に交付する政策的医療交付金（指定管理料）を増額する一方、給与費を減額することなどにより、2,602万6千円を減額するものです。

以上の結果、補正後の経常損益につきましては、1,837万5千円の黒字となる見込みです。

【議案補充説明】

(収益的収支)

(単位：千円)

主要な項目	補正前の額	補正額	補正後の額	説明 (主な内訳)
① 病院事業収益 (7+イ+ウ)	5,370,441	△ 34,001	5,336,440	
ア 医業収益	2,867,981	△ 71,565	2,796,416	
うち入院収益	2,206,216	△ 67,068	2,139,148	こころ △67,647 一志 579
うち外来収益	493,059	△ 3,846	489,213	こころ △3,265 一志 △581
イ 医業外収益	2,502,460	37,564	2,540,024	
うち負担金	1,914,241	38,334	1,952,575	一般会計繰入金の増
ウ 特別利益	-	-	-	
② 病院事業費用 (I+オ+カ)	5,344,909	△ 26,844	5,318,065	
エ 医業費用	5,188,050	△ 26,026	5,162,024	
うち給与費	2,791,791	△ 34,557	2,757,234	看護師手当の減等
うち材料費	272,295	6,145	278,440	
うち経費	1,532,500	2,675	1,535,175	志摩病院の指定管理者への交付金の増、 光熱水費、委託費の減等
オ 医業外費用	156,859	△ 818	156,041	
カ 特別損失	-	-	-	
医業損益 (7-I)	△ 2,320,069	△ 45,539	△ 2,365,608	
経常損益 (7+I) - (I+オ)	25,532	△ 7,157	18,375	
純損益 (①-②)	25,532	△ 7,157	18,375	

(経常損益の病院別内訳)

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
こころの医療センター	△ 42,604	△ 32,461	△ 75,065
一志病院	121,930	24,587	146,517
志摩病院	△ 53,794	717	△ 53,077
計	25,532	△ 7,157	18,375

(患者見込数)

(単位：人)

	補正前の数	増減数	補正後の数
こころの医療センター			
1日平均入院患者数	280	△ 14	266
1日平均外来患者数	221	△ 5	216
一志病院			
1日平均入院患者数	38	-	38
1日平均外来患者数	80	-	80
志摩病院			
1日平均入院患者数	248	-	248
1日平均外来患者数	335	-	335

【議案補充説明】

(2) 資本的収支

「① 資本的収入」におきましては、1,734万5千円の減額補正を行うものです。これは、企業債を充当する建設改良費が入札により減額となったことなどに伴う企業債の減等によるものです。

「② 資本的支出」におきましては、1,986万8千円の減額補正を行うものです。これは、主に建設改良費のうち、病院増改築工事費について、入札により2,032万9千円の減額となったことによるものです。

(資本的収支)

(単位：千円)

主要な項目	補正前の額	補正額	補正後の額	説明（主な内訳）
① 資本的収入 (ア+イ+ウ)	1,374,179	△ 17,345	1,356,834	
ア 企業債	378,500	△ 14,600	363,900	建設改良費の減
イ 県費負担金	395,679	△ 2,745	392,934	〃
ウ 短期貸付金返還金	600,000	-	600,000	
② 資本的支出 (エ+オ+カ+キ+ク)	1,803,312	△ 19,868	1,783,444	
エ 建設改良費	423,172	△ 19,868	403,304	執行見込額の減 病院増改築工事費 △ 20,329
オ 企業債償還金	686,540	-	686,540	
カ 長期借入金償還金	90,000	-	90,000	
キ 長期貸付金	3,600	-	3,600	
ク 短期貸付金	600,000	-	600,000	
資本的収支不足額(※) (①-②)	△ 429,133	2,523	△ 426,610	

※資本的収支不足額（426,610千円）については、全額を内部留保資金で補てんします。

2 議案第18号「令和2年度三重県病院事業会計予算」

【令和2年度当初予算編成にあたっての基本的な考え方】

病院事業庁では、国・県の医療政策の動向や県立病院を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、それぞれの県立病院が役割・機能を果たしていくため、経営方針や取組をまとめた「三重県病院事業 中期経営計画」（平成29年度～令和2年度）を策定し、県民の皆さんの求める医療の着実な推進や健全な病院経営に取り組んでいます。

令和2年度においても同計画に基づき、県立こころの医療センターにおいては県内の精神科医療の中核病院としての取組を、県立一志病院においては総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの取組を、また、県立志摩病院においては指定管理者による運営のもと、診療機能の回復・充実を図りながら志摩地域の中核病院としての取組をそれぞれ進め、県民の皆さんに良質で満足度の高い医療サービスを提供していくとともに、引き続き経営改善に努めてまいります。

【令和2年度当初予算の概要】

(1) 収益的収支

「① 病院事業収益」におきましては、前年度当初予算と比べ8,628万5千円増の53億7,132万6千円となっています。

このうち、「ア 医業収益」につきましては、30億889万6千円で、その内訳は、こころの医療センター及び一志病院における入院収益が22億9,176万2千円、外来収益が5億4,970万8千円などとなっています。

また、「イ 医業外収益」につきましては、23億6,243万円で、その内訳は、一般会計からの繰入金である他会計補助金が1億4,325万2千円、負担金が17億7,826万3千円などとなっています。

「② 病院事業費用」におきましては、前年度当初予算と比べ5,496万2千円増の53億4,259万8千円となっています。

このうち、「エ 医業費用」につきましては、51億9,134万6千円で、その内訳は、給与費が28億3,342万9千円、薬品費や給食材料費等の材料費が2億9,534万6千円、志摩病院の指定管理者に交付する政策的医療交付金（指定管理料）、光熱水費及び委託費等の経費が14億4,414万7千円などとなっています。

また、「オ 医業外費用」につきましては、支払利息等で1億5,125万2千円となっています。

以上の結果、令和2年度の経常損益につきましては、2,872万8千円の黒字となっています。

【議案補充説明】

(収益的収支)

(単位：千円)

主要な項目	令和元年度	令和2年度	R2-R1	説明(主な内訳)
① 病院事業収益(7+イ+ウ)	5,285,041	5,371,326	86,285	
ア 医業収益	2,944,408	3,008,896	64,488	
うち入院収益	2,231,026	2,291,762	60,736	こころ 1,903,402 一志 388,360
うち外来収益	551,327	549,708	△ 1,619	こころ 394,632 一志 155,076
イ 医業外収益	2,340,633	2,362,430	21,797	
うち他会計補助金	147,013	143,252	△ 3,761	一般会計繰入金
うち長期前受金戻入	240,671	253,994	13,323	
うち負担金	1,758,318	1,778,263	19,945	一般会計繰入金
ウ 特別利益	-	-	-	
② 病院事業費用(イ+オ+カ)	5,287,636	5,342,598	54,962	
エ 医業費用	5,127,475	5,191,346	63,871	
うち給与費	2,871,538	2,833,429	△ 38,109	
うち材料費	278,618	295,346	16,728	
うち経費	1,382,054	1,444,147	62,093	志摩病院の指定管理者への交付金
うち減価償却費	573,993	598,131	24,138	
オ 医業外費用	160,161	151,252	△ 8,909	
うち支払利息	106,207	97,146	△ 9,061	
カ 特別損失	-	-	-	
医業損益(7-イ)	△ 2,183,067	△ 2,182,450	617	
経常損益(7+イ)-(イ+オ)	△ 2,595	28,728	31,323	
純損益(①-②)	△ 2,595	28,728	31,323	

(経常損益の病院別内訳)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	R2-R1
こころの医療センター	11,340	4,288	△ 7,052
一志病院	39,859	99,538	59,679
志摩病院	△ 53,794	△ 75,098	△ 21,304
計	△ 2,595	28,728	31,323

(患者見込数)

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	R2-R1
こころの医療センター			
1日平均入院患者数	296	297	1
1日平均外来患者数	275	280	5
一志病院			
1日平均入院患者数	38	38	-
1日平均外来患者数	79	79	-
志摩病院			
1日平均入院患者数	248	250	2
1日平均外来患者数	335	350	15

【議案補充説明】

(2) 資本的収支

「① 資本的収入」におきましては、前年度当初予算と比べ1億5,749万4千円増の15億4,943万4千円となっています。その内訳は、建設改良費の財源として借り入れる企業債5億5,700万円、企業債償還金等に係る一般会計からの繰入金として県費負担金3億9,243万4千円、志摩病院の指定管理者に運転資金として貸し付ける短期貸付金の返還金6億円となっています。

「② 資本的支出」におきましては、前年度当初予算と比べ1億3,824万4千円増の19億5,302万7千円となっています。その内訳は、病院施設・設備の整備等として建設改良費5億7,170万8千円、建設改良費の財源として借り入れた企業債の償還金6億8,771万9千円、一般会計からの借入金に係る償還金9,000万円、志摩病院の指定管理者に運転資金として貸し付ける短期貸付金6億円などとなっています。

なお、建設改良費における主な病院増改築工事及び資産購入については、次頁のとおりです。

(資本的収支)

(単位：千円)

主要な項目	令和元年度	令和2年度	R2-R1	説明(主な内訳)
① 資本的収入(ア+イ+ウ)	1,391,940	1,549,434	157,494	
ア 企業債	396,700	557,000	160,300	
イ 県費負担金	395,240	392,434	△ 2,806	
ウ 短期貸付金返還金	600,000	600,000	-	
② 資本的支出(エ+オ+カ+キ+ク)	1,814,783	1,953,027	138,244	
エ 建設改良費	434,643	571,708	137,065	病院増改築工事費 409,718 資産購入費 161,990
オ 企業債償還金	686,540	687,719	1,179	
カ 長期借入金償還金	90,000	90,000	-	一般会計からの借入金返還金
キ 長期貸付金	3,600	3,600	-	看護師等修学資金
ク 短期貸付金	600,000	600,000	-	指定管理者への運転資金の貸付
資本的収支不足額(※) (①-②)	△ 422,843	△ 403,593	19,250	

※資本的収支不足額(403,593千円)については、全額を内部留保資金で補てんします。

【議案補充説明】

(主な病院増改築工事)

(単位：千円)

病院名	内 容	金 額
こころの医療センター	厨房洗浄室の改修	30,397
	病棟改修に係る設計委託	7,394
一志病院	外壁タイル・外部階段の補修	20,700
	受変電設備の改修	9,299
志摩病院	病棟屋上防水・外壁の改修	253,000
	病棟ナース系統空調機ほかの改修	58,448

(主な資産購入)

(単位：千円)

病院名	内 容	金 額
こころの医療センター	食器洗浄機	15,620
	血圧・心電図他送信機	4,928
一志病院	血液ガス分析システム	2,189
	緊急検査用生化学自動分析装置	2,805
志摩病院	医用モニタシステム	19,690
	一般撮影システム一式	64,900

(3) 債務負担行為

債務負担行為については、次表のとおり設定することとしています。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三重県立志摩病院の指定管理に係る協定	令和2～13年度	6,488,605
医療機器保守業務委託に係る契約	令和3～8年度	36,331
医療機器等賃借に係る契約	令和3～7年度	1,090
設備保全等業務委託に係る契約	令和3～7年度	250
ガス需給に係る契約	令和3年度	20,950

【議案補充説明】

〔指定管理に係る債務負担行為について〕

三重県立志摩病院指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者を更新する施設

三重県立志摩病院（以下「志摩病院」という。）については、平成24年4月1日に指定管理者制度を導入し、民間事業者がその管理運営を行っていますが、令和4年3月31日をもって10年間の指定期間が満了するため、債務負担行為を設定のうえ更新にかかる手続きを行います。

2 指定管理者制度活用にあたっての基本的事項

（1）施設の役割と指定管理者制度活用の目的

志摩病院は、志摩地域の中核病院として、地域医療を守り、救急医療、災害医療などを担うことにより、県民に良質で満足度の高い医療を提供していく必要があります。

こうした医療を安定的、継続的に提供するため、民間が有する医療資源を活用するとともに、そのノウハウを生かした柔軟かつ効率的な管理運営を行うこととし、地方自治法第244条の2第3項および三重県病院事業条例（以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、指定管理者制度を活用します。

（2）施設の概要

①名称・機能等

ア 名称	三重県立志摩病院
イ 所在地	志摩市阿児町鷺方 1257
ウ 診療科	内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、精神科、脳神経内科、放射線科
エ 許可病床数	336床（一般病棟 164床、地域包括ケア病棟 72床、精神科病棟 100床）
オ 病院機能	二次救急医療施設、災害拠点病院（地域災害医療センター）、難病医療協力病院、臨床研修病院、へき地医療拠点病院、地域医療支援病院
カ 承認基準	一般病棟 急性期一般入院料 4 地域包括ケア病棟 地域包括ケア病棟入院料 2 精神科病棟 精神病棟 15対1入院基本料 精神療養病棟入院料

②建物・敷地等

ア 建物および構造	鉄筋コンクリート造 地下2階 地上5階等
イ 建物面積	建築面積 10,665.00 m ² 延床面積 27,570.38 m ² （管理検査棟、一般病棟、精神科病棟、外来診療棟、西診療棟、アンギオ棟、作業療法棟、立体駐車場他）

【議案補充説明】

ウ 敷地面積	23,332.11 m ²
エ 主な施設・設備等	屋上ヘリポート、免震装置（外来診療棟）、手術室（無菌手術室1室、一般手術室4室）、人工透析室（17床）、CT（1台）、MRI（1台）、シンチカメラ（1台）、アンギオ装置（1台）、電子カルテシステム、再来受付機（2台）
オ 駐車場	164台（病院前：104台、立体駐車場：60台）

（3）指定管理者が行う業務の範囲

条例第20条に規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。また、業務の質の向上を図るため、「成果目標」を定めています。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めることを予定しています。

①病院の基本理念、運営方針

- ・地域のニーズや他の医療機関との連携・役割分担を基本に、良質で満足度の高い医療を提供すること
- ・志摩地域の中核病院として二次救急医療や災害医療の中心的な役割を果たすとともに、在宅復帰支援に資する回復期機能も担うこと

②診療等に関する業務

ア 基本的な医療機能

○診療科

- ・現行の標榜診療科を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制、診療内容とすること
（現行標榜診療科：内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、精神科、脳神経内科、放射線科）

○外来診療機能

- ・各診療科の診療体制について、患者が受診しやすいよう配慮しながら、地域のニーズに対応した外来診療を実施すること
- ・地域医療支援病院として、地域の診療所と患者の紹介・逆紹介などの連携を強化すること

○入院診療機能

- ・地域のニーズを的確にふまえ、医療機能ごとに必要となる病床を稼働し、適切な看護の配置基準のもと病棟運営を行うこと

イ 政策的医療機能

○救急医療機能（小児救急を除く）

- ・志摩地域唯一の二次救急医療機関として、一次医療や三次医療を担う機関と連携し、内科系および外科系救急の24時間365日の受入れを行うこと

【議案補充説明】

- 高度医療機能
 - ・脳卒中や心筋梗塞などの高度医療については、伊勢志摩地域全体でそのニーズに対応することを基本に、高度急性期を担う医療機関と連携・機能分担しながら、必要な役割を担うこと
 - 小児医療機能（小児救急を含む）
 - ・常勤医師による安定的な外来診療を行うこと
 - ・入院診療や小児救急については、地域のニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえて、関係機関と調整しながら、必要な機能を確保すること
 - 周産期医療機能
 - ・常勤医師による婦人科の外来診療を行うこと
 - ・分娩、入院診療については、地域の出生数やニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえて、関係機関と調整のうえ、必要に応じて機能の確保を図ること
 - 災害医療機能
 - ・南勢志摩圏域における災害拠点病院として、災害時に想定される救急患者や透析患者を受け入れるとともに、医療救護活動の中心的な役割を担うこと
 - へき地医療機能
 - ・へき地医療拠点病院として、離島、へき地等の診療所への代診医派遣などを行い、地域医療の維持に貢献すること
 - 精神科医療機能
 - ・地域で精神科を有する唯一の病院として、精神科患者を受け入れるとともに、総合病院の利点を生かし、精神科身体合併症患者に対する医療を提供すること
 - ・今後増加が見込まれる認知症患者にも必要な医療を提供すること
 - ウ 地域医療全体の質の向上
 - ・地域医療全体の質の向上に向け、地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携・支援に積極的に取り組むとともに、地域内外の医療機関とも密接に連携して救急医療を提供すること
 - ・住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、介護事業者との連携強化に取り組むこと
- ③病院運営に関する業務**
- ア 安全対策、危機管理体制等
 - ・医療の質と安全に関する管理体制の強化、院内感染対策の充実、医療倫理に基づく医療の提供を行うとともに、医師、看護師等の医療従事者の資質向上を図ること
 - ・医療事故の未然防止に努めること。また、発生時には患者への対応、事故の検証などを迅速に行うとともに、再発防止に向けた取組を徹底すること
 - ・地震や豪雨等による災害発生時に災害拠点病院としての役割を十分発揮できるよう、訓練の実施や物資の備蓄などにより体制を維持・強化する

【議案補充説明】

こと

イ 医療従事者の確保、育成等

○医療従事者の確保

- ・ 診療に支障が生じないよう常勤の医師、看護師等の医療従事者を安定的かつ適切に配置すること
- ・ 医師については、特定の出身母体（大学および医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること
- ・ 医師、看護師等の医療従事者全員にとって働きやすい職場環境となるよう、適切な勤務体制を整備すること

○医療従事者の育成

- ・ 医師、看護師等の医療従事者の育成・教育を行い、医療の質および医療従事者のスキルの向上を図ること

○研修医等の受入れ

- ・ 研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるとともに、地域の医療人材の育成にも積極的に取り組むこと

○患者・地域住民等へのサービス・情報の提供

- ・ 患者および来院者の意見、要望等もふまえながら、施設の利便性等の向上に資する種々のサービスを提供すること
- ・ 病院に関する様々な情報を患者や地域住民等に積極的に発信・PRするとともに、住民の意見を管理運営に生かすため、住民に対する運営状況の報告を定期的に行うこと

④施設および設備の維持管理に関する業務

ア 施設の管理に関する業務

○施設および設備の維持管理業務

○物品（医療機器、什器備品類等）の管理業務

- ・ 施設および設備等に関する各種の維持管理業務については、防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備するとともに、現行の仕様水準を維持すること
- ・ 管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置すること

イ 病院の利用に係る料金の収受に関する業務

- ・ 志摩病院の管理運営にあたっては、民間が有するノウハウを生かした柔軟かつ効率的な運営を行うことを目指して、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の「利用料金」をいう。）を採用する

ウ 手数料の徴収に関する業務

- ・ 徴収金は三重県病院事業会計に納入すること
- ・ 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく徴収事務委託契約を別途締結する

エ その他病院事業庁長が必要と認める業務

- ・ 地域医療の質の向上に必要なその他の取組については、指定管理者と県で協議を行う

⑤その他

- ・ 指定期間中においても、医療政策の動向や医療を取り巻く情勢の変化をふま

【議案補充説明】

- え、診療機能等に関する協議・調整に応じること
- ・ 現行の指定期間終了時に在院している入院患者および通院している外来患者の診療を継続すること
 - ・ 県が示す診療等に関する業務の範囲のうち、指定期間開始時点で実現できない事項については、その理由を明らかにし、実現に向けた行程を示すこと

⑥成果目標

指定管理者が業務を遂行するにあたり、その質の向上を図るための成果目標を定めるものとし、次の5項目は必須項目とします。これらを除く項目について具体的な提案がある場合は提示を求めます。

- 1日平均入院患者数 207.0人/日
(前期215.0人/日、後期200.0人/日)
- 1日平均外来患者数 307.0人/日
(前期320.0人/日、後期295.0人/日)
- 1ヶ月平均救急患者数 500.0人/月
- 経常収支比率 100.0%
- 利用者満足度 85.0%

(4) 指定の期間 (予定)

令和2年度に指定管理者を指定するものとし、指定の期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間とします。

(5) 指定管理料 (政策的医療交付金) の上限額

県は、人材育成、救急医療、高度医療、特殊医療 (周産期医療)、保健衛生事業 (災害拠点、へき地医療等)、精神病院運営、医師および看護師等の研究研修を政策的医療として位置付け、これらを実施するための費用として指定管理料 (政策的医療交付金) を支払います。

県が指定期間中に支払う指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 6,488,605千円 (10年間)
(消費税および地方消費税を含む。)

(6) 地域医療確保交付金 (仮称) の交付

地域の診療機能を維持・確保するため、指定管理者の経営努力によってもなお不採算となる診療科に必要な経費等を予算の範囲内で交付します。なお、詳細については別途定めます。

3 指定管理者の募集および選定に関する事項

(1) 募集の方法

民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募します。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を

【議案補充説明】

高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「三重県立志摩病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、医師その他の医療関係者、病院経営について学識経験を有する者などによる計5人以上10人以下の民間委員で構成を予定しています。

（3）審査の方法および審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

病院事業庁は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
- ②事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ③事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
- ④事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

4 今後の日程に関する事項（予定）

令和2年	5～6月	選定委員会の開催（審査基準・配点表を決定）
	6月	募集要項の策定
	7月	募集開始（8月下旬まで）
	9月～	選定委員会による審査
11月		指定管理候補者の選定 指定管理者指定議案の提出
12月		指定管理者の指定
令和3年	3月	基本協定の締結
令和4年	4月	次期指定期間の開始

1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	(部局名：病院事業庁) (単位：千円)			
								款	項	支出科目	
1	政策的医療交付金	公益社団法人 地域医療振興 協会 東京都千代田 区平河町二丁 目6番3号	561,423 (未定)	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	(目的・理由) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策的医療の実施を担保する。 (根拠) 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定	ナショナル(シビル)ミニマム志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度を導入後においても県民に良質な医療を提供するためのものであり、公益性がある。	県立病院 課	病院 事業 費用	医療 費用	経費 (交付金)	事業名